

令和8年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和8年6月11日(木)

東洋町議会

余 白

令和8年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和8年6月11日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(7名) 議長 安岡 良仁 君 副議長 廣田 斎史 君
1番 今宮 幸太 君 2番 岡 洋志 君
3番 大坪 千倫 君 4番 高畠 俊彦 君
6番 田島 毅三夫 君
欠席議員(1名) 5番 武山 裕一 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	田岡 いずみ 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
産業建設課長	生田 憲一 君
教育次長	生松 克祐 君
住民課長	田岡 伊織 君
住民課長	手島 憲作 君
住民課長兼地域包括	
支援センター事務局長	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	足達 善亮 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 6番 田島 毅三夫 君 7番 廣田 斎史 君

令和8年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和8年6月11日(木) 午前9時開議

- | | | |
|---------|------------|--|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第4号 | 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算（専決第4号）」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算（専決第5号）」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 承認第6号 | 専決処分事項「令和8年度東洋町一般会計補正予算（専決第1号）」の承認を求めることについて |
| [日程第8] | 議案第26号 | 東洋町監査委員条例等の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第27号 | 東洋町印鑑条例の一部を改正することについて |
| [日程第10] | 議案第28号 | 東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて |

- | | | |
|---------|--------|---------------------------------------|
| [日程第11] | 議案第29号 | 東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて |
| [日程第12] | 議案第30号 | 東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて |
| [日程第13] | 議案第31号 | 令和8年度東洋町一般会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第14] | 議案第32号 | 令和8年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第15] | 議案第33号 | 令和8年度東洋町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて |
| [日程第16] | 議案第34号 | 東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結について |
| [日程第17] | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| [日程第18] | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| [日程第19] | 同意第3号 | 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて |
| [日程第20] | 報告第2号 | 令和7年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| [日程第21] | 報告第3号 | 権利の放棄について |

議事のでんまつ

議長

(安岡 良仁 議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は 7 名であります。よって、定足数に達しております。これより令和 8 年第 2 回東洋町議会定例会を開会をします。

(再開時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおり会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として専決条例 2 件、専決補正予算 3 件、条例 5 件、補正予算 3 件、契約 1 件、人事 3 件、報告 2 件の計 1 9 件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。武山裕一議員から体調不良のため本日欠席届が提出されております。

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から、令和 8 年 2 月から令和 8 年 4 月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

次に、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により令和 8 年 4 月実施の定期監査の報告が提出されています。

次に、閉会中の議員派遣 2 件について、代表派遣委員から報告が提出されております。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。長崎町長。

町長	(長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。本日令和８年東洋町議会第２回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 それでは本定例会の上程案件につきまして、執行部からは議案として専決処分条例改正案２件、令和７年度及び８年度の専決処分補正予算案３件、条例制定案１件、条例改正案４件、令和８年度の補正予算案３件、契約１件、人事３件、それと報告２件の計１９件を提出をさせていただきます。 議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。 まず、地域公共交通会議の設置についてでございます。昨年７月に庁内へ東洋町交通確保ワーキンググループを設置し、検討を重ねた結果、本年４月２８日に地域公共交通機関をはじめ、国及び県の関係機関、公共交通の利用者でもあります地域住民の皆様方を含む１６名で構成される東洋町地域公共交通会議を設置いたしました。 人口減少、高齢化の進行をはじめ、公共交通空白地の存在や運転手不足による運行維持の困難化など地域の移動手段の確保をめぐる課題解決に向けまして、東洋町地域公共交通計画を策定し、持続可能な交通体系の構築を目的とするものであります。 現状と課題を整理し、住民ニーズを踏まえた同計画策定へ向けまして、プロポーザル方式による業務委託を予定をしておりますけれども、それに伴い実施主体が町の方から同会議となりますことから、その費用について、本年度予算の委託料から補助金へと
----	--

予算科目の変更が必要となりましたので専決処分をさせていただいております。

また、これとは別に議会の方から要請がありました甲浦地区内へのバス停留所の増設につきましては、地権者の皆様には快く承諾をいただきまして、徳島バス南部会社からは10月からの定期運行へ向けて手続を進めているとのご回答をいただいているところであります。

次に、町所有バスの運行についてでございます。先般、新潟県内の高校で部活動の移動中に起こった事故を受けまして、改めて安全性を備えた適正な町有バス運行の重要性を強く認識したところであります。

町では、国土交通省からの道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドラインと本町の地域特性から柔軟に一般の方へ町有バスの利用を認めてきたところでありますけれども、輸送の安全確保や利用者保護の観点から当面の間、町有バスの利用は町の事業としての利用に限定し、私的利用を目的とする団体等の利用は制限することとしております。

今後見直しが行われるであろう国のガイドラインに注視し、道路運送業務に乏しい本町の現状を鑑みつつ安全管理及び適正運行の観点から本町所有のバスの運行方針を定めたいと考えております。

次に高知県版南海トラフ地震の被害想定についてでございます。昨年の中央防災会議によります南海トラフ巨大地震による被害想定に続きまして、本年3月24日に高知県版被害想定が発表されました。

本町における最大の被害状況としましては、建物被害のうち倒壊は1,800棟、人的被害のうち死者数は730人、地震発生

1 日後の避難者数は 1, 8 0 0 人などと想定をされております。

新たな震度分布予測では、震度 7 のエリアが 3 0 ポイント減となっておりますが、住宅地へ震度 7 エリアが設定されたため建物被害は 6. 2 ポイント増となっており、新たな津波浸水予測では、浸水エリアが 1 5. 9 ヘクタール縮小されておりますが、新想定では前回平成 2 4 年の旧想定よりも、冬の深夜で液状化も考慮し避難速度が遅く設定されておりますが、津波による死者数は 3. 9 ポイントの減となっております。なお、地震発生 1 日後の避難者数は 6. 2 ポイントの減となっております。

本年は昭和南海地震からちょうど 8 0 年目の節目を迎えておりますが、1 0 0 年から 1 5 0 年周期で発生すると言われておりますことから、発生確率からも南海トラフ地震は確実に近づいておりますので、今回の新想定から改善されるためにも木造住宅の耐震化率 1 0 0 パーセントを目標に推進し、それに併せて逃げ遅れの少ないよう早期避難行動を促すとともに、津波避難空間の改善にも努めてまいります。

次に、甲浦、生見地区事前復興まちづくり計画についてでございます。東日本大震災においては、震災後に復興まちづくり計画を進めてきたことにより復興復旧が遅れたという教訓から、本町では南海トラフ地震からの被災後速やかな復興まちづくりを推進するため、高知県事前復興まちづくり計画策定指針に基づき、町内全域の事前復興まちづくり計画の策定に着手をしております。策定に至りましては、多様な世代、所属からなる検討会を設置し、3 月に甲浦、生見地区事前復興まちづくり計画を策定したところであります。

この計画が復興へ向けてのすべてではありませんが、同地区の特性を活かした将来の町の姿に向けて具体化をしていく必要が

あると考えております、なお野根地区でも同計画を策定中であり
ます。

次に、自然休養村管理センター改修工事についてございま
す。昨年度からの繰越事業となっております。自然休養村管理セ
ンター改修工事につきましては、国庫交付金の変更手続を経て本
年５月２２日に指名競争入札を実施し、落札をされたところであ
ります。現在落札業者とは仮契約を締結しておりますが、本定例
会において本契約締結へ向けての議案を提出させていただいて
おります。改修工事に入りましたら、来年１月末までは温浴施設
や会議室などは利用できなくなりますことをお知らせをいたし
ます。

次に本年のゴールデンウィーク期間４月２５日から５月６日
までの間ですが、町内の観光施設の利用状況などについてご報告
をいたします。まず、道の駅東洋町の入込客数は１万８８名で、
売上金額は１，６７９万２千円、５月５日には１日の売上金額が
過去最高の２４３万円を記録しております。

生見サーフィンビーチの入込客数は３，４９２名、キャンプ場
利用客につきましては、白浜キャンプ場は５４９名、野根川キャ
ンプ場は１３１名の利用がありました。昨年を上回る観光客で賑
わい、町経済も潤いましたことをうれしく思っております。

次に、サーフィンビーチで行われました大会についてでありま
すが、まず５月９日から１０日までの２日簡、徳島県サーフィン
連盟主催の四国の右下サーフィンゲームスが開催されまして、１
３クラス、総勢１７３名の選手がエントリーをいたしました。

翌週の５月１５日から１７日までは、日本サーフィン連盟主催
の第３４回ジュニアオープンサーフィン選手権大会が開催され、
８クラス総勢２１５名の選手がエントリーをいたしました。

開催期間中の３日間について、町内観光関連の２２事業所を対象に、売上金額を調査をしましたところ、７３２万円という結果でありました。

来年は世界最大級の生涯スポーツの祭典、ワールドマスタースゲームスが関西圏で開催されますが、サーフィンスポーツはオープン競技として生見サーフィンビーチで行われる予定であります。

サーフィンスポーツは、近年ではオリンピックの正式種目として定着をしておりますが、このワールドマスタースでは正式種目ではありません。本町の子ども達も親しんでいるサーフィンスポーツが各種大会で正式種目として採用され、世界的なメジャースポーツとなるよう関連団体や地域住民の皆様とともに盛り上げてまいります。

次に、ビーチサッカー四国リーグについてでございます。本町観光振興協会によりまして２年前から白浜ビーチでの大会開催を招致しておりますビーチサッカー四国リーグは、本年も開催されることとなりました。

一般社団法人四国サッカー協会主催で、６月、９月、１１月の大会開催をはじめビーチサッカーフェスティバルも予定をされておりますが、第一戦は６月２１日の第２１回全日本ビーチサッカー大会四国大会が開催されます。新たなビーチ活用例として定着しつつあるビーチサッカーは、オーバーヘッドキックなどアクロバティックなプレイスタイルが見どころとなっておりますので、ぜひ観戦にお越しくださいますようお願いをさせていただきます。

次に、物価高騰対策についてでございます。昨今の物価高騰を受けまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活

用し、町民の皆様方や商工業者の皆様方へのご支援といたしまして、全町民を対象に、お一人3万円分の地域振興券を配布したところであります。

その第2弾といたしまして町内全事業者へのご支援といたしまして、業種別に3万円から10万円の現金給付を行う予算案を本定例会へ提出をしております。

次に、高知県議会への要望活動についてでございます。地区懇談会で町民の皆様方からいただきましたご意見、ご要望もふまえて、高知県議会産業振興土木委員会に対して要望活動を行ってまいりました。本町から野根川の河床掘削、超願寺谷川の砂防堰堤の着工、それから野根地区を通る県道船津野根線の除草、野根川河川敷と堤防木竹伐採などについて要望させていただきました。

今後も県管理の施設に対する要望活動は引き続き実施をしてまいります。

次に、四国8の字ネットワーク道路整備についてでございます。3月8日に、徳島南部自動車道の小松島南インターチェンジから、阿南インターチェンジ区間が開通し、これに続き4月8日には阿南安芸自動車道のうち牟岐海部道路が新規事業化決定をいたしました。四国8の字ネットワークをつなぐ未事業区間は美波牟岐道路のみとなりましたが、この区間の事業化決定に向けまして引き続き要望活動を行ってまいります。

町民の皆様方におかれましても、この美波牟岐道路の早期事業化のためには、第2回道路利用アンケートの回答率も重要視されますので、調査実施の際には、ぜひともご協力をいただきますようお願いをいたします。

本町に関係する海部野根道路整備は、町内へ現場事務所も設置

され本体工事へと着手をしております。

次に、ライフビジョンの普及促進についてでございます。本町ではスマートフォンをお持ちの方々を対象に広報とうようや、東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。外出先でも、町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信をされ、大変便利です。町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。

結びに、先日の台風6号により被害を受けられました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。本年も既に出水期に入り、梅雨による長雨や台風並びに線状降水帯などによる災害が起こりやすい季節を迎えております。

町民の皆様方におかれましては、気象情報に十分注意をしていただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、令和8年東洋町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長

(安岡 良仁 議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、6番、田島毅三夫君並びに、7番、廣田斎史君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会 委員長	議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。 (高畠 俊彦 議会運営委員長) 皆さん、おはようございます。令和８年第２回定例会議会運営委員会の報告を行います。 ６月３日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は本日１１日から６月１７日水曜日までの７日間とする。 次に、運営につきましては本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日１１日の本会議散会後から委員会及び議案審査のための休会、１７日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。 次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を１人１時間以内とする。また、執行部の答弁時間も１時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 次に、一般質問については一問一等方式の時間制とし、質問全体で質問時間を１人４０分以内とする。また、執行部の答弁時間も４０分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第６４条の２の規定により、反問権を行使することができる。また反問権も制限時間内に含めることとする。 次に、議案質疑の通告期限は６月１２日金曜日、正午までとする。なお、一般質問の通告については、６月１日に締め切っております。以上のように決定いたしました。これで議会運営委員会の報告を終わります。
------------------------	---

議長	(安岡 良仁 議長) 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から、6月17日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日から、6月17日までの7日間と決定をしました。 日程第3、承認第2号専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第16、議案第34号、東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結についてまでの14件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに提出者の説明を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは、議案提案理由説明書の1ページからお願いをいたします。 承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会

の承認を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を令和 8 年 4 月 1 日に専決処分させていただいております。主な改正内容につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止などの改正をしております。

なお内容につきましては税務課長が説明をいたします。

続いて 3 ページからお願いをいたします。承認第 3 号の専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて緊急を要しましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部改正を令和 8 年 4 月 1 日に専決処分させていただいております。

主な改正内容につきましては、子ども・子育て支援納付金にかかる規定の定め、並びに国民健康保険基礎課税の限度額などの改正をしております。

内容につきましては、税務課長が説明をいたします。

続いて 5 ページからお願いいたします。

承認第 4 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 4 号の承認を求めることについて緊急を要しましたので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分

書のとおり承認をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

白浜消防車庫外構工事について、繰越明許費補正の上程漏れがございましたので、令和8年3月6日に専決処分をさせていただいております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて7ページからお願いいたします。

承認第5号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算専決第5号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分しましたので、同条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

3月議会終了後に、歳入では地方交付税、町債の確定、歳出では、森林環境譲与税基金積立金、地方創生港整備推進交付金事業県負担金を追加し、また、地方債補正では、過疎対策事業の限度額の引き上げを令和8年3月31日に専決処分をさせていただいております。

これにより歳入歳出それぞれ172万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,662万7千円と定めております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて9ページからお願いいたします。

承認第6号、専決処分事項、令和8年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入では、地方交付税を追加し、歳出では、地域公共交通計画策定業務委託料から東洋町地域公共交通会議補助金へ予算を組み替え、また、経年劣化による不具合により野根小学校給食用冷蔵庫を購入するため、緊急を要しましたので、令和8年4月28日に専決処分をさせていただいております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて11ページをお願いいたします。

議案第26号、東洋町監査委員条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和8年9月24日に施行されることから、地方自治法に条ずれが生じるため、本町の関係条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて12ページからお願いいたします。

議案第27号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについて

て、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請において利用できるカードとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するとともに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している同法の条番号を改めるため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

次に、議案第 2 8 号、東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、本町において特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その運営に関する基準を定める必要があるため本条例を制定しようとするものでございます。
なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて 1 4 ページからお願いいたします。

議案第 2 9 号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

続いて議案第30号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

議案第29号及び第30号については、関連がございますので一括してご説明をいたします。野根小、中学校の一貫校に伴い、令和8年9月1日より現行の場所からの野根小及び中学校の位置を変更するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。

続いて16ページからお願いいたします。

議案第31号、令和8年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億6,144万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,779万8千円とするものでございます。

債務負担行為では期間を補正し、地方債では、借入限度額を補正しております。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、町債を計上しております。

歳出では、人事異動による人件費等、庁舎、防災センター無線環境整備委託料、生見サーフィンビーチAED収納ボックス購入費、光ケーブル施設内蓄電池更新工事費、東洋町事業者等物価高

騰対策重点給付金、名留川 3 号線道路改良工事費、白浜 1 3 号線新築工事費、野根小学校駐車場整備工事費などを計上しております。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

議案第 3 2 号、令和 8 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ 6 5 万 8 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6, 3 8 6 万 2 千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を計上しております。

歳出では、介護保険システム改修委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

続いて 1 8 ページからお願いいたします。

議案第 3 3 号、令和 8 年度東洋町下水道事業会計補正予算第 1 号を定めることについて、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。

提案理由についてでございます。

資本的収入において、下水道事業債及び過疎対策事業債で 2 5 0 万円資本的支出では、下水道管引込工事で 2 5 0 万円を計上しております。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

	続いて議案第 3 4 号、東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または、処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。令和 8 年 6 月 1 1 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 令和 8 年 5 月 2 2 日に指名競争入札により行いました東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約につきましては、予定価格が 5 千万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 なお、契約内容は、次の 2 0 ページに掲載をしております、まず、契約の目的は、東洋町自然休養村管理センター改修工事。契約の方法は指名競争入札。契約金額は、1 億 8, 6 7 2 万 5 千円の税込みでございます。契約の相手方の住所は、高知市西湊泉寺 4 3 5 番地 1 で、氏名は、株式会社岸之上工務店で、代表取締役社長、岸之上憲一氏となっております。 内容につきましては、産業建設課長が説明いたします。 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (安岡 良仁 議長) 田岡税務課長。 (田岡 いずみ 税務課長) おはようございます。私からは、承認第 2 号、承認第 3 号につ
議長	
税務課長	

いてご説明をさせていただきます。まず、承認第2号専決処分事項東洋町税条例の一部を改正することについてからご説明をさせていただきます。議案関係資料は1ページから21ページ、新旧対象条文につきましては、1ページから53ページまでとなっております。今回の改正は、本年4月1日に施行された地方税法の改正に伴い本条例の一部改正を令和8年4月1日に専決処分をさせていただきます。新旧対象条文により主要な改正内容を御説明します。1ページ目、第18条の3、納税証明事項について、種別割を軽自動車税の名称変更により改正を行っております。

6ページに移ります。次に、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書では、所得税において、扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう提出義務の範囲を拡大する改正となっております。

次に、9ページ下段から10ページになります。第63条、固定資産税の免税点について、固定資産税等が課税されない課税標準額の家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に改正を行っております。

次に、11ページ下段から13ページまでになります。改正前の第81条の3、環境性能割の課税標準から第81条の8環境性能割の減免までにつきましては、令和8年3月31日で環境性能割の課税が廃止になったことにより削除となっております。環境性能割とは車両の取得時に課される税のことです。附則でも、環境性能割の特例などについて課税廃止による削除を行っておりますが、割愛させていただきますので後ほどご参照ください。

次に、13ページの下段、第82条、軽自動車税の税率から1

8 ページから 19 ページにかけて、第 91 条、原付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等までは、先ほど 1 ページ目で御説明をしました種別割から軽自動車税への名称変更及び項のズレと様式変更による改正を行っております。

21 ページに移ります。次に、附則第 7 条の 3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和 20 年度までから令和 25 年度まで 5 年延長し、令和 12 年まで居住を開始した場合に適用をする改正を行っております。

22 ページに移ります。次に、附則第 8 条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を令和 9 年度までから令和 12 年度までの延長による改正を行っております。

次に、23 ページ下段から 24 ページになります。附則 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合については、項のズレによる改正と、25 ページに移ります。第 15 項では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律に規定する改修特別特定建築物にかかる固定資産税の特例割合を新しく追加しております。

31 ページに移ります。附則第 10 条の 5 では、令和 6 年能登半島地震にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について新しく定めております。

42 ページに移ります。附則 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について、第 1 項と第 2 項では適用期限を令和 8 年度から令和 11 年度までの延長と項のズレによる改正を行っております。

46 ページに移ります。次に附則第 19 条の 3 では、特定暗号

資産等に係る個人の町民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る課税の見直しにより新しく定めております。町民税の所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して100分の3の税率により当該所得割を課することになっております。これ以降につきましては法改正に合わせた項のズレや名称変更などによる改正となっております。

承認第2号については以上でございます。

続きまして承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料では、22ページから28ページ、新旧対照条文では54ページから73ページまでとなります。

主な改正内容は、令和8年度から始まりました子ども・子育て支援交付金にかかる規定の定め、基礎課税額等の課税限度額の引上げ及び世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額の引き上げ等となっております。

新旧対照条文により主要な改正内容を御説明します。

55ページをお願いします。まず、第2条第1項第4号では、課税額について、子ども・子育て支援納付金課税額を定めております。子ども・子育て支援納付金の課税は、令和8年度から加入する医療保険制度の保険料とあわせて納付をするようになっており、児童手当の拡充など子育て世代を応援する6つの事業に充てられるようになっております。

次に、第2条第2項では基礎課税の限度額について、66万円から67万円に引き上げの改正をしております。

次に、55ページ下段から56ページに移ります。第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額の限度額について3万

円と定めております。今回の改正により国保税課税限度額は年間 109 万円から 113 万円となり、4 万円の引き上げとなります。

次に第 9 条の 2 では、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割率について 100 分の 0.26 に、57 ページに移ります。第 9 条の 3 では、被保険者均等割額を 1,600 円に、第 9 条の 4 では 18 歳以上の被保険者均等割額を 60 円に、県から示された標準保険料率を基に定めております。子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額については、子育て世帯を応援する目的のため、18 歳未満の被保険者については全額軽減をする事となっております。その軽減分を 18 歳以上の被保険者で按分して 18 歳以上均等割額を賦課することになります。

次に、57 ページ下段から 58 ページに移ります。第 12 条の 2 では、普通徴収の国保税の前納に係る納期を新しく定めております。これは 1 月 1 日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯について、国外に出国した場合などの滞納が生じるため、納期の前納を定めております。

次に、国民健康保険税の減額について、60 ページに移ります。世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額について、第 23 条第 1 項第 2 号では、5 割軽減の対象となる世帯については、30 万 5 千円から 31 万円に、61 ページに移ります。第 3 号では、2 割軽減の対象となる世帯について、56 万円から 57 万円にそれぞれ引き上げの改正をしております。また、今回の改正に伴い子ども・子育て支援納付金課税額にかかる低所得者などの軽減額を追加しております。

63 ページ下段から 64 ページに移ります。第 23 条第 3 項第 7 号から第 9 号では、出産被保険者の子ども・子育て支援納付金

	課税額にかかる所得割額、均等割額、18歳以上均等割額の軽減を定めております。第23条第4項では、先ほどご説明しました、子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額の18未満の被保険者についての全額軽減を定めております。 65ページに移ります。附則では、第3項から第13項まで国税の特例について第9条の2を追加しております。これは今回の条例改正で定めた子ども・子育て支援納付金課税額の所得割のことです。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。それでは私から、承認第4号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算、専決第4号の承認を求めるということについて御説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正については、歳入歳出予算の増減はございません。 3ページをお願いいたします。資料大丈夫でしょうか。(資料を提示) 3ページをお願いいたします。第4表、繰越明許費補正でございます。翌年度に繰越して使用できる事業をお示ししております。事業名、白浜消防車庫外構工事では330万円を計上しております。3月6日実施の入札事務に不備があり、入札をやり直すに当たり日数を要したことから、年度内に完了が難しいと判断をいたしました。本来でありましたら、3月議会において繰越明許費補正を上程すべきところでありましたが、追加案件として

上程ができておりませんでした。早急に整備が必要であることから令和8年3月6日に専決処分をさせていただいております。3月19日に契約締結をさせていただき、外構工事は6月3日に完了をしております。不手際でありましたことを心よりおわびを申し上げます。どうかご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、承認第5号、専決処分事項、令和7年度東洋町一般会計補正予算専決第5号の承認を求めることについて御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正について、歳入歳出それぞれ172万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,662万7千円とし、令和8年3月31日に専決処分をさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、承認第6号に移ります。専決処分事項、令和8年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正について、歳入歳出それぞれ47万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,635万4千円とし、令和8年4月28日に専決処分をさせていただいております。

2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして議案第26号、東洋町監査委員条例等の一部を改正することについて御説明をいたします。

議長	議案関係資料の２９ページ、新旧対照条文は７４ページからです。これは令和６年６月２６日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和８年９月２４日に施行されることから、地方自治法に条ずれが生じるため、本町の関係する条例３件を改正しようとするものでございます。 第１条では、東洋町監査委員条例の一部改正を、第２条では、東洋町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正を、第３条では、東洋町下水道事業の設置等に関する条例の改正をしております。 新旧対照条文により御説明いたします。第１条では、現行の第２４３条の２の８第３項を第２４３条の２の９第３項に改めております。 ７５ページから７６ページの第２条、第３条では、現行の第２４３条の２の８第８項を第２４３条の２の９第８項に改めております。議案関係資料の方をお願いします。２９ページの下段になります。附則この条例は地方自治法の一部を改正する法律、附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日である令和８年９月２４日から施行するとしております。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。 (安岡 良仁 議長) 暫時休憩します。再開は１０時１５分。 (休憩時間：１０時００分) 再開をいたします。 (再開時間：１０時１５分) 手島住民課長。
----	---

住民課長

(手島 憲作 住民課長)

おはようございます。私からは議案第27号から28号までを御説明させていただきます。それでは、議案第27号、東洋町印鑑条例の一部を改正することについて御説明いたします。議案関係資料は31ページ、新旧対照条文は77ページをご覧ください。新旧対照条文で御説明いたします。

今回の改正は、第13条多機能端末機による登録証明書の申請及び交付に関する規定の改正となります。

まず、改正の背景について御説明いたします。マイナンバーカード、いわゆる個人番号カードは、これまで日本国籍を有する方や永住者などの一部の外国人の方に交付されてきましたが、令和6年に出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が成立し、令和8年6月14日からは、在留カードや特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化した特定在留カード、及び特定特別永住者証明書の交付が開始されることになりました。これにより、マイナンバーカードと同等の機能を持つカードが従来の個人番号カードに加え、特定在留カードと、特別永住者証明書の合わせて3種類となります。

77ページ、現行の第13条では、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付を申請できる方について、個人番号カードを使用する方とスマートフォン等の移動端末設備を使用する方と規定しております。

今回の改正により、多機能端末機を利用できるカードとして従来の個人番号カードに加え、新たに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものでございます。これによりこれらのカードをお持ちの外国人住民の方もコンビニ等の多機能端末機

を利用して印鑑登録証明書を取得できるようになります。

なお、いずれのカードも電子証明書が記録されているものに限ることは現行と変わりございません。

78ページ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条文中で引用しているスマートフォン等の移動端末設備に関する条番号が第12条の2第4項第2号口から、第12条の2第4項第3号口に変わりましたことから、引用箇所を改めるものでございます。こちらは条文の引用番号を正確に保つための整理的な改正でございます。

続きまして、議案第28号、東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて御説明いたします。

なお、時間の関係上、本日は条例の概要を中心に御説明いたします。詳細につきましては、後ほどご確認いただきますようお願いいたします。

それでは議案関係料の33ページをお願いします。まず、この条例を制定する背景について御説明いたします。令和6年に子ども・子育て支援法が改正され、保育所や認定こども園に通っていない0歳児から2歳児の乳幼児を対象に週に数回、保育園や遊びの場を提供する特定乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が、令和8年度から全国の市町村において実施されることとなりました。

本町においても令和8年度からこの事業を実施するに当たり、事業者が守るべき運営上の基準を条例で定める必要が生じたため、今回、新たに条例を制定しようとするものでございます。条例の構成についてご説明いたします。

条例は、全3章、第33条から成っております。33ページをお願いします。第1章は、総則でございます。第1条でこの条例の趣旨を第2条で事業者が守るべき一般原則を定めております。一般原則といたしましては、良質かつ適切なサービスの提供、子どもの意思と人格の尊重、地域や関係機関との連携、虐待防止のための体制整備などを求めています。

35ページをお願いします。第2章は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準でございます。

第1節の第3条では、利用定員に関する基準として、1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利用定員を定めることを規定しております。

第2節では、運営に関する基準として第4条から49ページ、32条までを規定しております。主な内容を申し上げます。35ページをお願いします。第4条では、最初にサービスを提供する前に保護者と面談を行い、重要事項を説明した上で同意を得ることを義務づけております。

36ページ、第5条では、正当な理由がなければ利用の申込みを断ってはならないことを規定しております。

38ページ、第12条では、事業者が保護者から受け取ることができる費用の種類と範囲を定めております。内容につきましては、基本的な費用のほか、日用品や行事参加費、食事代なども徴収できることとしておりますが、その際は、事前に書面で説明し同意を得ることを義務づけております。

42ページをお願いします。第19条では、事業の目的や運営方針、職員体制、費用の額などの重要事項をまとめた運営規程を定めることを義務づけております。

45ページ、第24条では、職員による虐待その他、子どもの

	心身に有害な影響を与える行為を禁止しております。第 25 条では、職員及び管理者による秘密漏えいを禁止しております。 47 ページ、第 28 条では、苦情を受け付けるための窓口の設置など、苦情を解決するための措置を義務づけております。 48 ページ、第 30 条では、事故の発生防止及び発生時の対応に関する措置を義務づけております。 50 ページ、第 3 章は雑則でございます。第 33 条では、条例で書面により行うこととされている手続について、保護者の承諾を得た上で、電子メール等の電磁的方法によりことができる旨を定めております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 生松教育次長。
教育次長	(生松 克祐 教育次長) おはようございます。それでは、議案第 29 号東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて御説明いたします。議案関係資料 55 ページ、それと新旧対照条文 80 ページでございますが、新旧対照条文にて御説明いたします。 今回の改正は、令和 8 年度から野根中学校の校舎において野根小中学校一貫校を実施しておりますが、予定どおり 2 学期から野根小学校の校舎において、小中一貫校を実施するため、野根小学校の住所を現在ある小学校校舎の住所地に改正するものです。別表第 2 条関係でございますが、住所地、これは 1 でございます。別表では 1 と書いておりますが、住所を、野根丙 994 番地 1 から改正後の新、野根丙 1104 番地 1、現在の野根小学校の住

	所とする改正でございます。以上でございます。 続きまして、議案第 30 号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて御説明いたします。議案関係資料 56 ページ、それと新旧対照条文 81 ページでございますが、新旧対照条文にて御説明いたします。 今回の改正は、議案第 29 号と同様の理由により、野根中学校の住所を現在ある野根小学校の校舎の住所に改正するものでございます。 別表第 2 条関係、住所地を野根丙 994 番地 1 から改正後の野根丙 1104 番 1 とするものとする改正でございます。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第 31 号、令和 8 年度東洋町一般会計補正予算第 1 号を定めることについてご説明いたします。 予算書 1 ページをお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出それぞれ 1 億 6,144 万 4 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 37 億 2,779 万 8 千円とするものでございます。2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(安岡 良仁 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域 包括支援センター 事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) それでは私の方からは、議案第 3 2 号、令和 8 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について御説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 6 5 万 8 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 6 , 3 8 6 万 2 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(安岡 良仁 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) それでは私のほうから議案第 3 3 号、令和 8 年度東洋町下水道事業会計補正予算第 1 号を定めることについてご説明いたします。予算書の 1 ページをお願いします。 第 2 条、資本的収入及び支出の補正につきまして、ここでは、款についてご説明申し上げます。収入科目第 1 款、資本的収入の既決予定額 1 億 2 5 3 万円に、補正予定額 2 5 0 万円を追加し、1 億 5 0 3 万に。支出科目第 1 款、資本的支出の既決予定額 1 億 1 , 0 8 0 万 4 千円に補正予定額 2 5 0 万円を追加し、1 億 1 , 3 3 0 万 4 千円とするものであります。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(安岡 良仁 議長)

産業建設課長	大坪産業建設課長。 (大坪 靖幸 産業建設課長) それでは私から、議案第34号、東洋町自然休養村管理センター改修工事請負契約の締結について御説明をいたします。 議案提案理由説明書の20ページを再度御参照いただけたらと思います。 契約の目的は、東洋町自然休養村管理センター改修工事でございます。契約の方法は、指名競争入札によりまして、5月22日に指名業者7者中2者の入札辞退があり、5者にて入札を行っております。契約金額は1億8,672万5千円でして、その内消費税が1,697万5千円でございます。落札率は96.02パーセントとなっております。契約の相手方は、高知市西秦泉寺435番地1、株式会社岸之上工務店、代表取締役社長、岸之上憲一氏でございます。 株式会社岸之上工務店は、令和8年、9年度、高知県の入札参加資格者名簿ではAランクの位置づけになっております。また、本町の発注では、令和4年度甲浦地区公民館耐震補強改修工事、請負額は2億5,630万円の実績がございます。 また、高知県東部地域では、令和2年度室戸市立室戸診療所建築工事、平成26年度安田町営住宅新築工事などの実績がございます。参考資料としまして、議案第34号、参考資料というのをお配りさせていただいております。建設工事請負契約書及び改修工事の図面として平面、立面図をご用意させていただいておりますのでご参照を願います。なお、議案議決後に契約書の契約日及び工期を記載することとしておりますのでご了承ください。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
---------------	--

議長	(安岡 良仁 議長) 以上で一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。日程第１７、諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。直ちに提出者の説明を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の２１ページからお願いします。 諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦をしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めます。令和８年６月１１日提出でございます。 住所は、安芸郡東洋町大字白浜２１番地４、氏名は、光本孔士氏でございます。生年月日は、昭和３１年８月３０日生まれ、満６９歳でございます。任期は、令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日までの３年間でございます。 提案理由についてでございます。 令和８年９月３０日をもって人権擁護委員の光本孔士委員が任期満了となりますので、引き続き、光本委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いをいたします。 なお、経歴につきましては、２２ページをご参照いただきますよう、御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	(安岡 良仁 議長) 提出者の説明が終わりました。 本案については、質疑、討論を省略し直ちに採決することにご

異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、岡洋志君、並びに3番、大坪千倫君を指名します。

投票用紙を配付させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票場箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より順次、投票を願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。

町長	投票を終了します。 開票を行います。 2番、岡洋志君、並びに3番、大坪千倫君立会いをお願いします。 投票の結果を報告します。 投票総数6票。うち有効投票6票。無効投票0票であります。 有効投票中、賛成5票、反対1票、以上のとおりであります。よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定をしました。 議場の閉鎖を解きます。 日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。直ちに提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の23ページからお願いいたします。 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めます。令和8年6月11日提出でございます。 住所は、安芸郡東洋町大字野根丙3015番地21、氏名は、藤村明美智氏でございます。生年月日は、昭和31年6月16日生まれの満69歳でございます。任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間でございます。 提案理由についてでございます。 令和8年9月30日をもって人権擁護委員の藤村明美智委員
----	--

議長	が任期満了となりますので、引き続き藤村委員を選任したいと存じますのでよろしくお願いいたします。 なお、経歴につきましては、24ページを御参照を願います。以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 （安岡 良仁 議長） 提出者の説明が終わりました。 本案については質疑、討論を省略し直ちに採決することにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決します。 この採決は無記名投票をもって行います。 議場の閉鎖を命じます。 ただいまの出席議員は6名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、高島俊彦君、並びに6番、田島毅三夫君を指名します。 投票用紙を配付させます。 本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。 なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。 投票用紙の配付漏れはありませんか。 （なしとの声あり） 配付漏れなしと認めます。
----	--

町長	投票箱を改めさせます。 異常なしと認めます。 これより投票に入ります。 1 番議員より順次投票願います。 投票漏れはありませんか。 (なしとの声あり) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。 開票を行います。 4 番、高島俊彦君、並びに 6 番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。 投票の結果を報告します。 投票総数 6 票。うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。 有効投票中、賛成 5 票。反対 1 票、以上のおりであります。よって、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、同意することに決定をしました。 議場閉鎖を解きます。 日程第 19、同意第 3 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の 25 ページからお願いいたします。 同意第 3 号、東洋町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を東洋町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。令和 8 年 6 月 11 日提出でござい
-----------	---

議長	ます。 住所は、安芸郡東洋町大字生見 8 6 番地 2、氏名は、後藤正美氏でございます。生年月日は、昭和 3 4 年 8 月 1 3 日の満 6 6 歳でございます。任期は、令和 8 年 6 月 1 8 日から令和 1 1 年 6 月 1 7 日までの 3 年間でございます。 提案理由についてでございます。 令和 8 年 6 月 1 7 日をもって、固定資産評価審査委員の橋本良治氏が任期満了となります。新たに後藤正美氏を選任したいと存じます。 なお、経歴書は、2 6 ページに添付をしておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (安岡 良仁 議長) 提出者の説明が終わりました。 本案については、質疑、討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 これより、同意第 3 号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。 議場の閉鎖を命じます。 ただいまの出席議員は 6 名であります。 議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、廣田斎史君、並びに 1 番、今宮幸太君を指名します。 投票用紙を配付させます。
----	--

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

7番、廣田斎史君、並びに1番、今宮幸太君立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数6票、うち有効投票6票、無効投票0票であります。
有効投票中賛成6票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第3号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定をしました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第20、報告第2号、令和7年度東洋町一般会計繰越明許

	費繰越計算書の報告を求めます。長崎町長。 町長 （長崎 正仁 町長） それでは議案提案理由説明書の２７ページをお願いいたします。 報告第２号、令和７年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定によりご報告をいたします。 翌年度への繰越額につきましては、６億８，６６３万６，２００円となっております。なお内容につきましては別紙、東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、御参照をお願いいたします。 議長 （安岡 良仁 議長） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 ６番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。 ６番議員 （田島 毅三夫 議員） それでは議案報告第２号、繰越明許費計算書についての質疑をさせていただきます。一つ、真砂瀬地区水道施設整備設計委託料８７９万円について、お聞きしたいと思います。今後、設置事業費は合計幾らを計上し、いつ完成させるのか。お聞きしたいと思います。 議長 （安岡 良仁 議長） 生田産業建設課長。
--	--

産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長) 田島議員の質疑にお答えいたします。今回該当の実施設計委託料につきましては、契約金額847万円、完成日は令和8年8月31日でございます。なお、先ほど言われました設置事業費につきましては、実施設計が完了しておりませんので、現段階では、お答えできないことを御理解いただきたいと思います。以上でございます。
議長	(安岡 良仁 議長) 6番、田島毅三夫君。
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 1点お聞きしたいと思います。この事業は、もう3年になりますかね、2年、かかって、ちょっと、まあ、それぐらい長いことかかってその間、予算が変わったりいろいろしております。そういうことを踏まえて、今後どのようになるのか、ということが疑問にありましたのでお聞きしたんです。もし答弁ができればお願いしたいと思います。できなければいいです。今後のことについてはね。
議長	(安岡 良仁 議長) 次の質問にってください。
6番議員	(田島 毅三夫 議員) 二つ目の質問に入ります。デジタル防災行政無線整備工事費として2億8,073万円出ておりますが、これについて1点お聞きしたいと思います。事業の遅延による工事費用の増加はなかつ

	たのか、お聞きしたいと思います。
議長	(安岡 良仁 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。本事業は、複数年契約を締結しており、工期を令和7年10月16日から令和9年3月31日までとしております。令和7年度に前払金としまして1億6,760万円を支払い、2億8,072万8千円を繰越しをしておるものでございます。令和7年度から現在進行中の事業であり、現段階において事業費の増加はありません。また現在、事業の遅延もございません。以上でございます。
6 番議員	(田島 毅三夫 議員) いいです。了解しました。
議長	(安岡 良仁 議長) 6 番、田島毅三夫君の質疑は終わりました。 日程第21、報告第3号、権利の放棄についての報告を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の28ページをお開きください。 報告第3号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり権利を放棄しましたので、同

議長	条例第 2 項の規定により御報告をいたします。 債権の名称は、住宅新築資金等貸付金でございます。債務者の件数は 1 件 1 名分でございます。権利放棄をする金額は、総額で 3 8 2 万 1 , 3 6 1 円となっております。債権の内容につきましては、別添の報告第 3 号資料を御参照願いたいと思います。債権放棄の理由といたしましては、債権管理条例第 1 5 条第 1 項第 4 号に該当しております。権利放棄の時期は令和 8 年 3 月 3 1 日としております。以上でございます。 (安岡 良仁 議長) 町長からの報告が終わりました。 以上で本日の議事日程は全て終了しました。ここでお諮りします。 冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、1 7 日午前 9 時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。 よって、さよう決しました。 本日はこれにて散会します。 次回の議会放送は 1 7 日、午前 9 時から放送します。 これにて議会放送を終了します。どうもお疲れさまでございました。 (散会時間： 1 1 時 3 2 分)
----	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

安 岡 良 仁

署名議員

廣 田 裕 史

署名議員

田 島 毅 三 夫